

令和3年12月定例議会

一般会計補正予算（第10号）にかかる

事業説明書

目 次

商工観光課	4
農林水産課	6
福祉あんしん課	8
子育て応援課	9

令和 3 年度 事業説明書

一般会計

1 基本情報

事業番号	210	事業名	商工業の振興		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	商工観光課		担当係	商工係					
予算区分	款	6	商工費	項	1	商工費	目	2	商工振興費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	0	24		12			12	
補正後		24					24	

3 事業の概要

補正の概要	燃油価格の高騰に伴い、鳥取県地域経済変動対策資金の新規借入れを行った町内中小企業者に対し、利子補給をすることにより負担の軽減を図る。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	【新】 令和3年度燃油高騰対策特別金融支援事業利子補給金	燃油高騰に起因する融資に係る利子を補助することにより中小企業者の負担軽減を図る。 【対象者】 ・町内に事業所を有する法人又は個人。 【要件】 ・対象融資を受けた者であり、金融機関に利子を納付した者。 ・町税を完納している者 【算出根拠】 利率：1.43% 補助対象期間：令和3年12月（1か月） 融資額：10,000千円 2件分 合計額：24千円 ・ $10,000,000円 \times 1.43\% \times 1/12 = 11,916円$ ・ $11,916円 \times 2件 = 23,832円$ 【債務負担】 ・期間 令和4年度～令和6年度（3年間） ・限度額 835千円 $23,832円 \times 35ヶ月 = 834,120円$	24	県1/2 町1/2
合計		24		
これまでの取組状況や改善点等				

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報


一般会計

事業番号	175	事業名	畜産振興対策事業	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課	農林水産課	担当係	農林水産振興係			
予算区分	款	5	農林水産業費	項	1	農業費
				目	4	畜産業費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	338,818	5,485		4,806			679	
補正後		344,303		333,667			10,636	

3 事業の概要

補正の概要	令和3年7月豪雨等により被害があった畜舎施設の敷地内において、土砂撤去、崩落箇所等の復旧に係る経費を助成することで、畜産農家の生産活動の維持向上を図る。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	畜産災害復旧支援事業費補助金	<p>令和3年7月豪雨等により被災した養鶏団地の敷地内の復旧について、想定以上に地盤が緩いことが判明し、強度不足を補う工事を追加で行うため補助金の増額を行う。 2,035千円（支出見込額7,445千円－現行予算額5,410千円）</p> <p>実施主体：生産者組織 復旧箇所：養鶏団地3団地 事業費：養鶏団地 13,970千円（補正前9,900千円） 補助率：1/2</p> <p>【歳入】畜産災害復旧支援事業費補助金 1,356千円</p>	2,035	県(2/3) 町(1/3)
		<p>【新】令和3年7月豪雨等により被災した畜舎施設の敷地内の復旧に係る経費を助成する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>実施主体：JA 復旧箇所：鳥取県中央家畜市場 事業費：10,350千円 補助率：1/3 補正金額：10,350千円×1/3 =3,450千円</p> </div>  </div> <p>【歳入】畜産災害復旧支援事業費補助金 3,450千円</p>	3,450	県(10/10)
合計		5,485		
これまでの取組状況や改善点等				

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	203	事業名	水産振興対策事業		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 継続		
担当課	農林水産課		担当係	農林水産振興係					
予算区分	款	5	農林水産業費	項	3	水産業費	目	1	水産業総務費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	8,539	145					145	
補正後		8,684	0	7,146	0	1,000	538	

3 事業の概要

補正の概要	燃油価格の高騰を踏まえ、町内漁業者を支援するため、緊急の対策を行う。
-------	------------------------------------

補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	<p>【新】 船底等付着物防汚作業緊急支援事業</p>	<p>燃油価格の高騰に対し、省エネを目的に船底の付着物を除去し塗装する経費支援を行う。</p> <p>実施主体：町内漁業者 事業費：1トン以上5トン未満(事業費上限：30千円)：19隻 5トン以上10トン未満(事業費上限：60千円)：5隻 補助率：1/6 補助金額：(30千円×19隻+60千円×5隻)×1/6=145千円</p> <p>※県直接補助1/3に嵩上げを行うもの。</p>	145	単町

これまでの取組状況や改善点等	
----------------	--

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1249	事業名	自立相談支援事業	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課	福祉あんしん課		担当係	生活支援係	
予算区分	款 3	民生費	項	4	生活困窮者自立支援費 目 1 生活困窮者自立支援費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	12,948	1,560	1,560					
補正後		14,508	11,696	512			2,300	

3 事業の概要

補正の概要	生活福祉資金の特例貸付が限度額に達して再貸付が終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給しているが、生活福祉資金の特例貸付が延長され、生活福祉資金を借り終える予定の世帯も対象とできるようになり、支給期間も最大3か月から6か月に延長となったため増額要求する。
-------	--

補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業		<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で既に緊急小口資金等の特例貸付（国制度）が限度額に達し、再貸付が終了することで生活に困窮する世帯が出てきたため、新たな就労による自立を促すため支援金を支給する。</p> <p>制度終了 <input type="text" value="生活福祉資金の特例貸付"/></p> <p>↓</p> <p>新支援制度 <input type="text" value="新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金"/></p> <p>↓</p> <p>※制度の拡充 対象者の追加 申請期限延長による新規貸付者、再貸付者 支給期間の延長（最大3→6月） 申請期間の延長 令和4年3月末まで</p> <p>【対象者】 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯 総合支援資金の再貸付申請が不承認となった世帯 総合支援資金の特例貸付をこれから受ける世帯（新規・再貸付） <p>(1) 収入要件 収入が①②の合算額を超えないこと（月額） ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額</p> <p>(2) 資産要件 預貯金が①の6倍以下であること（ただし100万円以下）</p> <p>(3) 求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと <p>【支給額（月額）】 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人世帯以上：10万円 支給期間：最大3か月→最大6か月</p> <p>【事業費】 156万円（増額要求） ・1人世帯：6万円×3月×1件＝18万円（再支給）4～6ヵ月分 ・2人世帯：8万円×3月×2件＝48万円（再支給）4～6ヵ月分 ・3人世帯以上：10万円×3月×3件＝90万円（新規申請）1～3ヵ月分</p>	1,560	国(10/10)
		合計		1,560

これまでの取組状況や改善点等	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、令和2年3月から令和3年11月まで、緊急小口資金等の特例貸付（国制度）による支援を実施。 8月臨時議会 議案第69号一般会計補正予算第5号において180万円の自立支援金支給事業予算化。
----------------	---

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1572	事業名	生活保護世帯灯油購入費等助成事業		事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続			
担当課	福祉あんしん課		担当係	生活支援係					
予算区分	款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	1	社会福祉総務費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	0	300	0	150	0	0	150	
補正後		300	0	150	0	0	150	

3 事業の概要

補正の概要	最近の燃油価格の高騰を受けて、冬期の生活に深刻な影響を受ける生活保護世帯に対し灯油購入費を助成し、生活支援を行うもの。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	<p>【新】生活保護世帯灯油購入費等助成事業</p>	<p>最近の燃油価格の高騰を受けて、冬期の生活に深刻な影響を受ける生活保護世帯に対し灯油購入費を助成し、生活支援を行うもの。</p> <p>【助成額】 1世帯あたり5千円（申請不要、扶助費受給口座へ振込）</p> <p>【対象者】 生活保護受給世帯（長期入院・施設入所者を除く）60世帯</p> <p>【事業費】 扶助費 5千円×60世帯＝300千円</p> <p>（県の原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援補助金を活用）</p>	300	県 (1/2) 町 (1/2)
合計			300	
これまでの取組状況や改善点等				

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1573	事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業		事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課	福祉あんしん課	担当係	生活支援係			
予算区分	款 3	民生費	項 1	社会福祉費	目 1	社会福祉総務費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	0	204,488	204,488	0	0	0	0	
補正後		204,488	204,488	0	0	0	0	

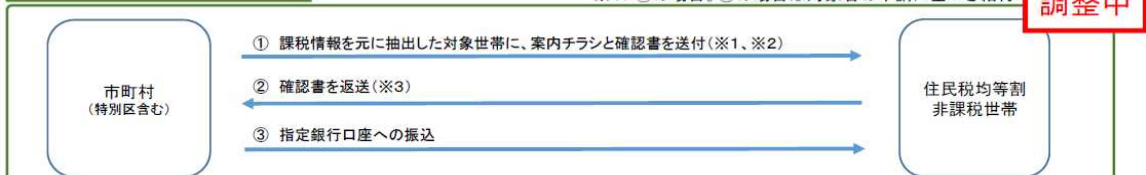
3 事業の概要

補正の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。
-------	--

補正の内容	(単位：千円)				
	細事業等	内容	補正額	財源内訳	
【新】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業		新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。 【助成額】 1世帯あたり100千円 【対象者】 ①住民税非課税世帯 1,750世帯 ②家計急変世帯 250世帯 【総事業費】 204,481千円 扶助費 200,000千円 (100千円×2,000世帯) 事務費 4,488千円	204,488	国 (10/10)	
	職員手当	時間外手当 正規職員 200千円			
	需用費	消耗品費 用紙・トナー代 100千円 印刷製本費 発送用封筒 13円×1.1×2,000枚=29千円 返信用封筒 8円×1.1×2,000枚=17千円 決定通知用封筒 13円×1.1×2,000枚=29千円			
	役務費	通信運搬費 特定記録 254円×2,000世帯=508千円 返信用郵便料 100円×2,000世帯=200千円 決定通知 84円×2,000世帯=168千円 再通知 84円×200世帯=17千円			
	手数料	振込手数料 110円×2,000世帯=220千円			
	委託料	システム改修費 3,000千円			
	合計				204,488

6. 事業スキーム(イメージ)

※1. ①の場合。②の場合は対象者の申請に基づき給付



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。
 ※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。
 ※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

5

これまでの取組状況や改善点等

令和 3 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1568	事業名	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	事業区分	■新規	□継続
担当課	子育て応援課		担当係	こども未来係		
予算区分	款	3 民生費	項	2 児童福祉費	目	6 子育て世帯生活支援特別給付金

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
10号補正 12月定例	128,532	128,854	128,854				0	
補正後		257,386	257,386				0	

3 事業の概要

補正の概要	令和3年11月19日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として臨時特別給付金に続き、子育てに係るサービスや商品に利用できるクーポン（子ども1人につき5万円）を支給する。
-------	---

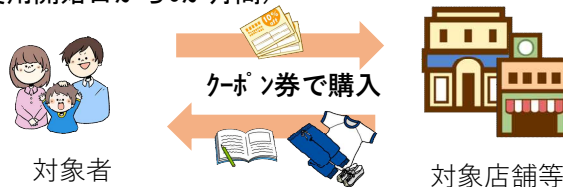
補正の内容	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	<p>【新】 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業</p>	<p>①対象児童 : 平成15年4月2日以降生まれの児童（高校生以下）</p> <p>②支給対象者 : 対象児童の保護者のうち生計維持の程度の高い者で児童手当（本則給付）受給者、もしくは準ずる対象者 ※児童手当の特例給付者等は除く</p> <p>③支給内容 : 対象児童1人につき5万円相当のクーポン 子育てサービス提供事業者・登録小売店において使用できるクーポン（商品券）を支給</p> <p>④支給時期 : 3月（予定）</p> <p>⑤支給方法 : 簡易書留による郵送</p> <p>○事業費 128,854千円 【扶助費】 125,850千円 支給対象見込2,517人×5万円 内訳：児童手当対象者（公務員含む） 2,027人 高校生対象者 430人 9月以降の出生 60人</p> <p>【事務費】 3,004千円 内訳 職員手当等（時間外勤務手当） 60千円 需用費（印刷製本費） 30千円 役務費（通信運搬費） 1,334千円 委託料（クーポン発行等事務） 1,580千円</p>	128,854	国 10/10
			128,854	

【実施方法】

- ①子育て世帯への臨時特別給付金（5万円先行給付）支給対象者へクーポン（商品券）を郵送



- ②子育てサービス提供事業者・登録小売店等で使用
（使用期間：使用開始日から6か月間）



これまでの取組状況や改善点等